

森林経営計画の施業の実施に関する基準の概要

	公益的機能別施業森林 区域外 (森林施業の合理化 に関する基準)	公益的機能別施業森林区域（公益的機能別森林施業の実施に関する基準）				
		水源涵養機能維持増進 森林 (伐期の延長を推進 すべき森林)	山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化 機能維持増進森林			保健文化機能維持 増進森林に限る
			長伐期施業を推進 すべき森林	複層林施業を推進 すべき森林	択伐による複層林施業 を推進すべき森林	
適正な植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林（人工林）】標準的な植栽本数を2年以内に植栽 【特に効率的な施業が可能な森林（人工林皆伐後）】標準的な植栽本数を2年以内に植栽					
適正な間伐 <small>※間伐：おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採</small>	市町村森林整備計画に定められた 間伐の間隔に従った間伐		【単層林である場合】 Ryが0.85以上の森林について、 Ryが0.75以下となるよう間伐			
主伐	適正な林齢での主伐	標準伐期齢以上	標準伐期齢+10以上	標準伐期齢の概ね2倍 以上に相当する林齢と して市町村森林整備計 画において定められた 林齢以上		標準伐期齢以上
	適正な伐採の方法	【皆伐を行う場合】 伐採跡地の面積が連続して20ヘクタールを超えないこと			伐採率30%以下の択伐	
		【伐採後の造林を天然更新（ぼう芽更新を除く。）による場合】 伐採率70%以下の伐採			【伐採後に人工植栽する場合】 伐採率40%以下の択伐 伐採率70%以下の伐採	
適正な伐採立木材積	伐採材積が年間成長量（カメラルタキセ式補正）に 相当する材積に5を乗じて得た材積以下			【特定広葉樹】 標準伐期齢における立木 材積が確保されること		
	【木材生産機能維持増進森林の場合】 伐採材積が年間成長量（カメラルタキセ式補正）に相当する 材積に5を乗じて得た材積の100分の120以下			【それ以外の一般樹種】 年間成長量に5を乗じて得 た材積を特定広葉樹が標準 伐期齢に達した時の立木材 積の1/2を超える立木材積 で補正した材積以上		

計画対象森林に
係る規律

計画的伐採対象
森林に係る規律